

## 入院支援制度(本人)の給付金請求が みんなのMYポータルWEB上で完結できます!

- ①みんなのMYポータルに登録されていない方は下記アプリをインストールください。  
 アプリストアから「みんなのMYポータル」を検索し、配布元が「明治安田」であることを確認しインストールしてください。  
 登録に必要なハガキがない方は、明治安田 関西公法人部 078-252-2270までお申し出ください。

**iOSの場合**

**Androidの場合**

- ②「みんなのMYポータル」にログイン後、加入者画面からお手続きいただけます。  
 (詳しくはP14をご確認ください)

**1 ご加入者さま**

**2 各種お手続き**

- ①WEB上で請求内容等入力  
 ②添付書類はカメラで撮ってアップロード  
 ※スマートフォンでお手続きができます。

## 退職者継続保障プラン

退職	70歳	80歳
グループ保険 (本人・配偶者)	退職者継続保障プラン (グループ保険) (保険金額300万円・500万円)	
長期サポート保険 (本人・配偶者)	退職者継続保障プラン (長期サポート保険) (保険金額100万円・300万円)	
入院支援制度	退職者継続保障プラン (入院支援制度) (Xコース)	
三大疾病保障制度 (本人・配偶者)	退職者継続保障プラン (三大疾病保障制度) (保険金額100万円・200万円・300万円・500万円)	

※配当金のお支払いはありません。  
 ※保険料等の詳細は退職時に配布するパンフレットをご参照ください。  
 ©詳細は別途退職時にご案内します。  
 退職1か月前を目処に共助組合までご連絡ください。(定年退職を除く)

### 加入資格

退職時、グループ保険に加入しており、6月末まで継続する組合員本人及び配偶者のみ  
 ※毎年4月～6月の退職の方は退職後継続できません。

### 保険料の支払方法

7月分の保険料から収納代行会社が個人の指定口座より年4回(1回3ヵ月分ごと)自動振替を行います。

### 保障内容

- 死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)  
 グループ保険(300万円・500万円)  
 ※本人(組合員)及び配偶者
- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1・2級)のとき(死亡・高度障害・障害保険金、障害初期給付金)  
 長期サポート保険(100万円・300万円)  
 ※本人(組合員)及び配偶者のみ  
 ※障害特約は64歳まで  
 ※障害年金2級のときは障害初期給付金のみ支払われます。
- 特定疾病に罹患したとき(特定疾病保険金)  
 死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)  
 三大疾病保障制度(100万円・200万円・300万円・500万円)  
 ※本人(組合員)及び配偶者  
 ※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。
- 病気やケガで入院したとき  
 入院支援制度(Xコース)  
 ※本人(組合員)及び配偶者

令和7年度

# 総合保険制度のご案内

(グループ保険・長期サポート保険・入院支援制度・三大疾病保障制度・積立年金保険(別冊)・医療保険(別冊))

## 総合保険制度 3つのPOINT

### グループ保険

- ① 昨年度より保険料体系を改定し、世代間の保険料負担を公平にしました。
- ② 昨年度よりグループ保険(一部、全額)も年金受取ができるようになりました。

グループ保険の年金受取を選択いただくことにより、万一(死亡・高度障害)の際の年金の受取年数を5年間延長できます。

グループ保険  
年金受取×5年間

長期サポート保険

←5年間受取期間延長→

### 三大疾病保障制度

- ① 組合員本人だけでなく配偶者も含めて「健康サポート・キャッシュバック」の対象です。  
 ※対象となる「三大疾病保障制度」にご加入の方で、健診結果データ提供に同意をされた加入者本人、加入配偶者かつ令和7年7月1日以降1年間加入された方が対象です。  
 加入者本人・加入配偶者で健診結果のランクにより、キャッシュバックがない場合もあります。
- ② 三大疾病保障制度の保険金は「一時金」だけでなく、安心して治療や通院を継続いただけるよう「分割(年金形式)」でもお受け取り可能です。

### 退職後継続制度

子どもを対象とする制度を除き、全ての加入者が退職後の継続が可能です。

## 万一(死亡・高度障害)の一時金保障 グループ保険

年金払特約付子ども特約付団体定期保険(生命保険)

## 万一(死亡・高度障害)の遺族年金保障 長期サポート保険

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険(生命保険)

## 病気やケガによる入院医療保障 入院支援制度

医療保険(損害保険)

## 特定疾病等への保障 三大疾病保障制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付  
 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)(生命保険)

**ご注意ください!**

全ての保険とも、年1回の更新案内時期以外に、原則として新規加入・変更・脱退はできません。(申込締切日以降は、提出した申込書の加入内容変更・取消もできません。)例外的に退職時は脱退となります。ただし、希望するときは保険期間満了(6月末)まで継続加入することができますので、共助組合へお申し出ください。なお、残余月分の保険料は一括徴収します。また、配偶者および子どもが加入資格を喪失した場合は、脱退となりますので共助組合へご連絡ください。

### 【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

グループ保険・長期サポート保険・入院支援制度・  
 三大疾病保障制度・積立年金保険に関するお問い合わせ先  
 明治安田フリーダイヤル

**0120-076-669**

令和7年2月25日～3月21日 9:00～17:00(土・日・祝日年末年始は除く)  
 ※設置期間終了後は078-252-2270まで

医療保険に関するお問い合わせ先

アクサ生命フリーコール

**0120-077-093**

9:00～17:00(土・日・祝日年末年始は除く)

「健康情報活用商品」には **健活CB** のマークがついています。  
 本パンフレットの「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 **令和7年3月21日(金)**

責任開始期(加入日) **令和7年7月1日(火)**

【契約概要】・【注意喚起情報】はP39～P42に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

神戸市職員共助組合

直通 322-5099 内線 954-2568

制度のあらまし

おすすめモデルプラン

グループ保険

長期サポート保険

入院支援制度

三大疾病保障制度

加入資格

お取り扱い

契約概要 注意喚起情報

# 総合保険制度のあらまし

## 【ご注意】

今回申込まれる方は、ご加入日（令和7年7月1日）前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病につきましては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

制度名	特長	制度内容	
<b>万一の保障</b> （死亡・高度障害） <b>グループ保険</b>	一時金または年金形式 （お手頃な保険料で生活を建て直すための資金を準備できます。）	 P7へ	
<b>万一の保障</b> （死亡・高度障害） <b>障害状態の保障</b> （障害年金1・2級）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺族年金</li> <li>●公的障害年金</li> </ul> （長期間、給与に代わる毎月の生活費を補完します。） 金1級・2級の認定に連動して保険金・給付金をお支払いします。	 P9へ	
<b>病気やケガで入院等の保障</b>	<b>入院支援制度</b> ※「入院支援制度」のみの加入はできません。 必ず「グループ保険」とセットで加入ください。	日帰り入院 <sup>（注）</sup> （注）「日帰り入院」病院による でも5万円給付します。 とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。 入院の証明にもとづきお支払いします（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）。	P12へ
	<b>医療保険（アクサ生命）（終身型Ⅱ）</b>	家族を含めてセカンドオピ 簡易告知でお申し込みいただけます。 ニオンなどの付帯サービスが利用できます。	別冊
<b>特定疾病等の保障</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定疾病4疾病を加</li> <li>●健診デー ※キャッシュバック</li> </ul> ※「三大疾病保障制度」のみの加入はできません。 必ず「グループ保険」とセットで加入ください。	の保障に加え、特約を付加した場合は特定疾病にその他えた7大疾病および上皮内新生物の保障が準備できます。 タに応じたキャッシュバックを実施いたします。 クがないランクもあります ク対象外 ①定期健康診断および人間ドック（共済組合）を受診していない場合 ②ランク判定に必要な項目が健診結果にない場合 ③P38「5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」記載のお取扱いができない場合	 P15へ
<b>退職後の備え</b>	<b>退職者継続保障プラン</b> （グループ保険・長期サポート保険・入院支援制度・三大疾病保障制度） 退職後最長プランです。 ※80歳まで継続で	80歳まで、お手頃な保険料で保障を得ることができる退職者継続保障 けるのは長期サポート保険のみ	裏表紙へ
	<b>積立年金保険</b> （拋出型企業年金保険） （一般コース・個人年金コース）	給与引き去り で毎月積立て、保険料払込完了後、年金・一時金等で受け取れます。	別冊

「健康情報活用商品」には  のマークがついています。詳細は、「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

制度のあらまし

グループ保険

長期サポート保険

入院支援制度

三大疾病保障制度

加入資格

お取り扱い

契約概要・注意事項

お問い合わせ

# おすすめモデルプラン

必要な保障（補償）はライフステージによって変化していきます。  
今の自分に最適なコースを選んでください。

## 独身世代の方には

万一の場合の死亡や高度障害保障の確保と、不慮の事故などによる入院費用の確保をしましょう！

本人 保険年齢25歳  
女性の場合



## 30代～40代の方には

(配偶者・お子さま2人)

ご家族が増え、最も保障の充実が必要な世代です。万一の場合を考え、死亡・高度障害保障と医療保障を充実させましょう！

本人 保険年齢37歳 男性  
配偶者 保険年齢34歳 女性  
子ども 保険年齢6歳・3歳の場合



## 50代の方には(お子さま独立)

最も必要な医療保障を充実させるとともに、余裕資金があれば積立年金保険にまわして、安心の老後生活に備えましょう！

本人 保険年齢53歳 男性  
配偶者 保険年齢50歳 女性の場合



### グループ保険

万一(死亡・高度障害)の場合の一時金保障

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>1,000万円</b>	月額保険料(概算) <b>570円</b>
----	------------------------------------	--------------------------

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>2,000万円</b>	月額保険料(概算) <b>2,340円</b>
配偶者	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>1,000万円</b>	月額保険料(概算) <b>570円</b>
子ども	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>300万円×2名</b>	月額保険料(概算) <b>420円</b>

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>300万円</b>	月額保険料(概算) <b>1,095円</b>
配偶者	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>300万円</b>	月額保険料(概算) <b>855円</b>

### 長期サポート保険

万一(死亡・高度障害)の場合のほか、公的障害年金1級・2級の認定に連動した保障

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>Cコース(300万円)</b>	月額保険料(概算) <b>195円</b>
----	----------------------------------------	--------------------------

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>S1コース(4,500万円)</b>	月額保険料(概算) <b>3,510円</b> ボーナス保険料(概算) <b>10,320円</b>
配偶者	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>500万円コース</b>	月額保険料(概算) <b>260円</b>

本人	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>A1コース(1,346万円)</b>	月額保険料(概算) <b>3,167円</b> ボーナス保険料(概算) <b>8,047円</b>
配偶者	死亡保険金額(高度障害保険金額) <b>300万円コース</b>	月額保険料(概算) <b>450円</b>

### 入院支援制度

病気やケガで入院した場合の初期費用・入院費用の保障

本人	<b>Xコース</b>	月額保険料(概算) <b>620円</b>
----	-------------	--------------------------

本人	<b>Xコース</b>	月額保険料(概算) <b>670円</b>
配偶者	<b>Xコース</b>	月額保険料(概算) <b>710円</b>
子ども	<b>Xコース×2名</b>	月額保険料(概算) <b>660円</b>

本人	<b>Xコース</b>	月額保険料(概算) <b>1,110円</b>
配偶者	<b>Xコース</b>	月額保険料(概算) <b>900円</b>

### 健活CB 三大疾病保障制度

特定疾病等への保障

本人	主契約 <b>100万円</b>	月額保険料 <b>148円</b>
----	---------------------	----------------------

本人	主契約 <b>100万円</b>	月額保険料 <b>344円</b>
配偶者	主契約 <b>100万円</b>	月額保険料 <b>271円</b>

本人	主契約 <b>100万円</b>	月額保険料 <b>1,332円</b>
配偶者	主契約 <b>100万円</b>	月額保険料 <b>740円</b>

### 合計保険料

月額保険料(概算) **1,533円**

月額保険料(概算) **9,755円**

ボーナス保険料(概算) **10,320円**

月額保険料(概算) **9,649円**

ボーナス保険料(概算) **8,047円**

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算します。

※三大疾病保障制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

※「健康情報活用商品」には のマークがついています。詳細は、「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

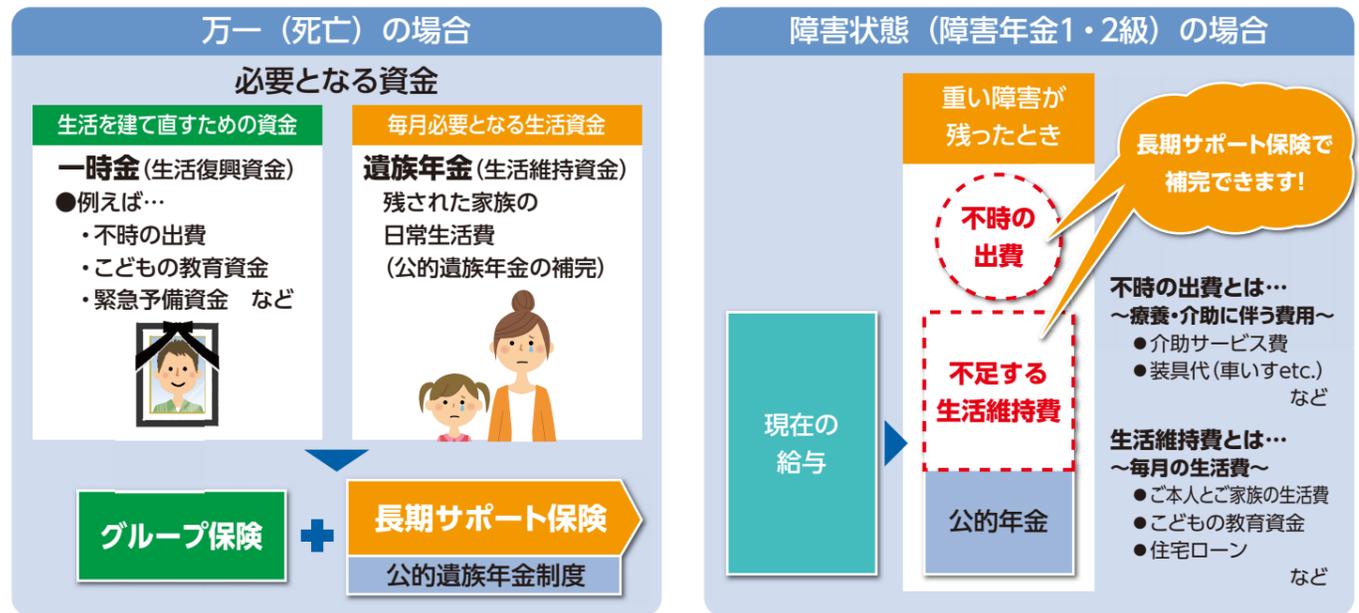
制度のあらまし  
おすすめモデルプラン  
グループ保険  
長期サポート保険  
入院支援制度  
三大疾病保障制度  
加入資格  
お取り扱い  
契約概要・注意事項

制度のあらまし  
おすすめモデルプラン  
グループ保険  
長期サポート保険  
入院支援制度  
三大疾病保障制度  
加入資格  
お取り扱い  
契約概要・注意事項

# 「グループ保険」「長期サポート保険」の概要

## 制度の趣旨

「グループ保険」+「長期サポート保険」は、万一（死亡）の場合に公的遺族年金を補完し生活費を補い、遺族が安定した生活を送ることを目的とした福利厚生制度です。また、所定の高度障害状態になった場合にも対応します。



## 制度のしくみ（グループ保険+長期サポート保険）

この制度は加入者のみなさまが少しずつ保険料を出し合い、万一、不幸（死亡・高度障害）があった場合、残されたご家族に必要な生活資金（一時金や年金）をお支払いする『助け合いの制度』です。

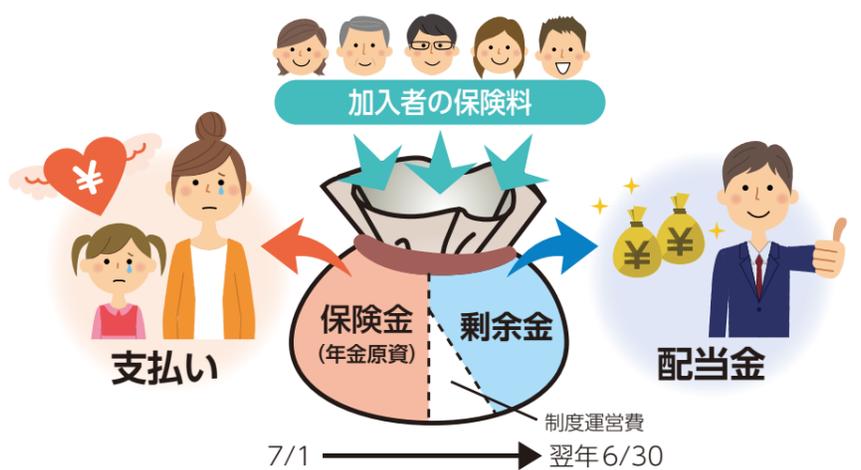
昨年度の支払い実績

グループ保険	17件 1億7,700万円
長期サポート保険	10件 1億990万円

**配当金として加入者に還付**

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。（入院支援制度、三大疾病保障制度については配当金はありません。）

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。



## 定年延長に伴いグループ保険は、年金受取も選択できるようになりました。(改定2年目)

年金受取ることにより、万一（死亡・高度障害）の際、受取年数を5年間延長できます。



## グループ保険を年金受取した場合の保険見直し例

### 見直し例①



35年間年金受取可能  
(グループ保険で+5年受取期間延長)

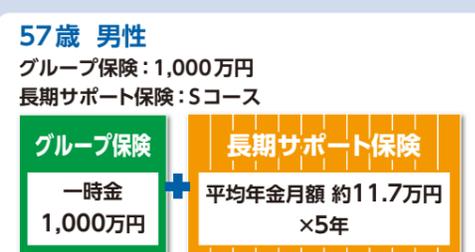
### 見直し例②



41歳になったことにより、平均年金月額 約11.1万円×25年から平均年金月額 約12.6万円×20年に受取年数が短縮

25年間年金受取可能  
(グループ保険で+5年受取期間維持)

### 見直し例③



10年間年金受取可能  
(グループ保険で+5年受取期間延長)

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。記載の年金額は据置をしていない即時受取の年金額です。

## 死亡保険金受取人について

- ◎死亡保険金受取人コードの意味  
1：配偶者、2：子、3：父母、4：労基法に準用、5：兄弟姉妹、7：法定相続人、9：上記・左記またはそれ以外の者で、特に指定を要する場合には死亡保険金受取人欄で指定してください。なお、死亡保険金分割割合は均等です。ただし、子どもを被保険者とする場合の死亡保険金受取人は保険料負担者（本人）に限定します。
- ◎死亡保険金受取人コードが「0」の場合（新規加入者コードの記入がない場合を含みます）は、配偶者、子（代襲相続の孫）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位指定のあったものとして取扱います。
- ◎死亡保険金受取人コードが「9」以外の場合は、それぞれ被保険者死亡時の該当者を指定したものとみなします。
- ◎継続加入者で新規・変更欄の指定コード欄に記入がない場合は昨年通りとして取扱います。なお、昨年欄に表示されている内容は申込書作成日現在のものです。

制度のあらまし  
お申し込み  
グループ保険  
長期サポート保険  
入院支援制度  
三大疾病保障制度  
加入資格  
お取り扱い

制度のあらまし  
お申し込み  
グループ保険  
長期サポート保険  
入院支援制度  
三大疾病保障制度  
加入資格  
お取り扱い

# グループ保険

(年金払特約付子ども特約付団体定期保険〔生命保険〕)

加入対象区分



## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## グループ保険とは…

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 本人だけでなく、配偶者・子どもも加入できる家族保障タイプです。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

## 保障額と月額保険料 死亡・高度障害のとき

	死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	15～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～65歳		66～70歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人(組合員)	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,000	2,730	1,710	3,510	2,940	6,420	5,550	9,330	8,550	10,950	10,020	11,970	10,830	13,530	11,400	—	—
	2,500	2,275	1,425	2,925	2,450	5,350	4,625	7,775	7,125	9,125	8,350	9,975	9,025	11,275	9,500	—	—
	2,000	1,820	1,140	2,340	1,960	4,280	3,700	6,220	5,700	7,300	6,680	7,980	7,220	9,020	7,600	—	—
	1,500	1,365	855	1,755	1,470	3,210	2,775	4,665	4,275	5,475	5,010	5,985	5,415	6,765	5,700	—	—
	1,000	910	570	1,170	980	2,140	1,850	3,110	2,850	3,650	3,340	3,990	3,610	4,510	3,800	—	—
	500	455	285	585	490	1,070	925	1,555	1,425	1,825	1,670	1,995	1,805	2,255	1,900	5,585	2,690
	300	273	171	351	294	642	555	933	855	1,095	1,002	1,197	1,083	1,353	1,140	3,351	1,614
配偶者	1,000	910	570	1,170	980	2,140	1,850	3,110	2,850	3,650	3,340	3,990	3,610	4,510	3,800	—	—
	700	637	399	819	686	1,498	1,295	2,177	1,995	2,555	2,338	2,793	2,527	3,157	2,660	7,819	3,766
	500	455	285	585	490	1,070	925	1,555	1,425	1,825	1,670	1,995	1,805	2,255	1,900	5,585	2,690
	300	273	171	351	294	642	555	933	855	1,095	1,002	1,197	1,083	1,353	1,140	3,351	1,614
子ども	300	— 一律210円(3～22歳)															
	200	— 一律140円(3～22歳)															
	100	— 一律 70円(3～22歳)															

## 【ご注意】

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算します。(下記700万円の保険金額の保険料の表も同様です。)
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。組合員(本人)とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は組合員(本人)と同額以下としてください。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額で加入となります。

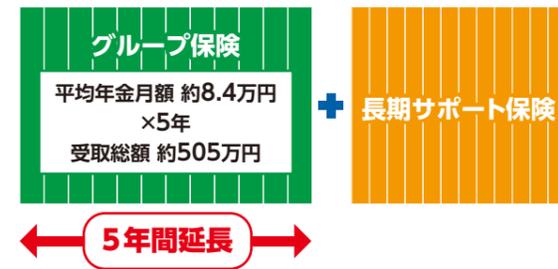
※現在「700万円」に加入している方は、同額継続できます。(新規加入はできません。)

## 本人700万円コースの月額保険料

(組合員)本人	死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	15～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～65歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	637	399	819	686	1,498	1,295	2,177	1,995	2,555	2,338	2,793	2,527	3,157	2,660	

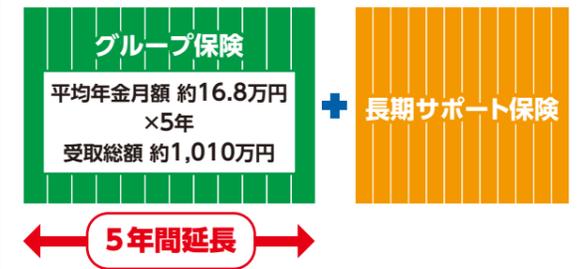
## グループ保険も年金受取選択が可能になりました！

グループ保険の500万円(年金原資)を5年間の年金で受け取る場合



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

グループ保険の1,000万円(年金原資)を5年間の年金で受け取る場合



※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 〈契約者〉神戸市職員共助組合

※この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

## 〔引受保険会社〕

明治安田生命保険相互会社(事務幹事)、アクサ生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、富国生命保険相互会社

※この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

## 〔連絡先〕

明治安田生命保険相互会社  
関西公法人部 法人営業第一部  
〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5  
明治安田生命神戸ビル5F TEL 078-252-2270

制度のご案内

おすすめモデルプラン

グループ保険

長期サポート保険

入院支援制度

三大疾病保障制

加入資格

お取り扱い

契約概要・注意喚起情報

制度のご案内

おすすめモデルプラン

グループ保険

長期サポート保険

入院支援制度

三大疾病保障制

加入資格

お取り扱い

契約概要・注意喚起情報

# 長期サポート保険

(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険(生命保険))

加入対象区分



「長期サポート保険」に加入する方は、グループ保険とセットでお申込みください。

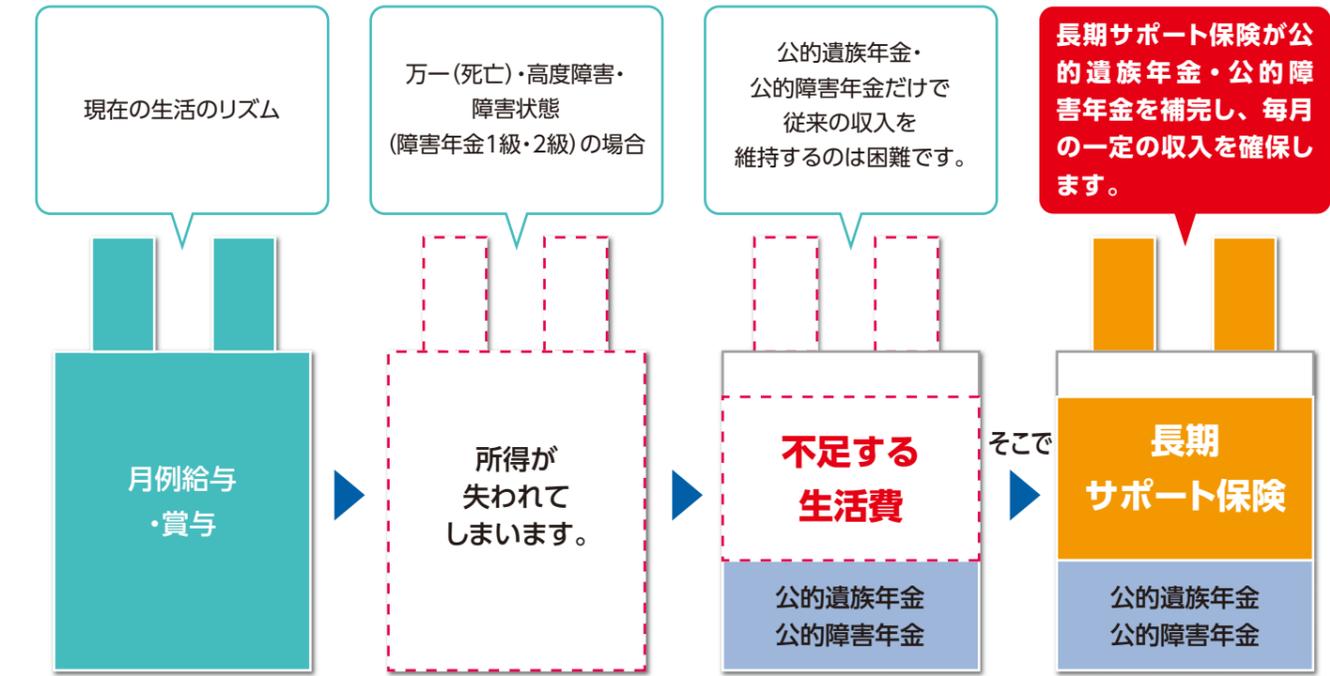
## 意向確認【ご加入前のご確認】

長期サポート保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 長期サポート保険とは…

- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 障害状態(障害年金1・2級)の場合、障害初期給付金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。



〈各年代ごとの必要生活費と公的遺族年金〉

年齢区分	① 必要生活費	② 公的遺族年金月額 (モデル例)	①-② 不足額
~30歳	約 12.7 万円	約 3.0 万円	約 9.7 万円
31~35歳	23.2	11.1	12.1
36~40歳	28.9	14.2	14.7
41~45歳	32.9	14.6	18.3
46~50歳	35.8	15.8	20.0
51~55歳	37.9	13.0	24.9
56~60歳	27.0	12.9	14.1

出典元 総務省「令和5年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

〈各年代ごとの必要生活費と公的障害年金〉

年齢区分	① 必要生活費	② 公的障害年金月額 (モデル例)	①-② 不足額
~30歳	約 25.4 万円	約 13.3 万円	約 12.1 万円
31~35歳	33.0	18.3	14.7
36~40歳	38.6	20.3	18.3
41~45歳	43.9	21.0	22.9
46~50歳	47.8	22.9	24.9
51~55歳	50.5	22.0	28.5
56~60歳	48.8	23.5	25.3

出典元 総務省「令和5年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

年金形式で保険金を受取ることにより、  
残された家族の生活費を長期にわたって維持していきます。



## 保障額と月額保険料・ボーナス保険料(概算) 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1・2級)のとき

ボーナス払保険料は、ボーナスから控除します。(初回は令和6年6月ボーナスから)

### ●本人 Sコース・S1コース

申込 コース	S1コース (月額給付+ボーナス給付)												
	Sコース (月額給付のみ)						S1コース (月額給付+ボーナス給付)						
	年齢 (歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	障害状態 のとき 障害初期 給付金 *2	受取期間	平均 月額給付	総受取額	ボーナス保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	受取期間	平均 ボーナス 給付
男性		女性	男性						女性				
15~30	円 2,700	円 1,950	万円 3,000	万円 300.0	30年	約 万円 9.5	約 万円 3,420	円 7,950	円 5,730	万円 1,500	30年	約 万円 28.5	約 万円 1,710
31~35	2,700	1,950	3,000	300.0	30年	9.5	3,420	7,950	5,730	1,500	30年	28.5	1,710
36~40	3,510	3,120	3,000	300.0	25年	11.1	3,337	10,320	9,180	1,500	25年	33.3	1,668
41~45	4,340	3,388	2,800	280.0	20年	12.6	3,040	10,944	8,544	1,200	20年	32.5	1,303
46~50	4,884	3,740	2,200	220.0	15年	12.9	2,333	13,050	10,000	1,000	15年	35.3	1,060
51~55	5,055	3,570	1,500	150.0	10年	12.9	1,552	13,874	9,800	700	10年	36.2	724
56~60	3,577	2,212	700	70.0	5年	11.7	707	12,020	7,432	400	5年	40.4	404
61~64	5,439	2,954		18,276				9,924					
65	5,012	2,660		16,840				8,936					
66~70	7,434	3,591	—	—	—	—	—	24,980	12,064	—	—	—	—

\*1 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき \*2 障害年金1級・2級のとき

### ●本人 Aコース・A1コース

申込 コース	A1コース (月額給付+ボーナス給付)												
	Aコース (月額給付のみ)						A1コース (月額給付+ボーナス給付)						
	年齢 (歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	障害状態 のとき 障害初期 給付金 *2	受取期間	平均 月額給付	総受取額	ボーナス保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	受取期間	平均 ボーナス 給付
男性		女性	男性						女性				
15~30	円 1,450	円 1,048	万円 1,612	万円 161.2	20年	約 万円 7.2	約 万円 1,750	円 4,670	円 3,366	万円 881	20年	約 万円 23.9	約 万円 956
31~35	1,646	1,189	1,829	182.9	25年	6.7	2,034	4,670	3,366	881	20年	23.9	956
36~40	2,725	2,422	2,329	232.9	20年	10.5	2,529	4,616	4,106	671	15年	23.7	711
41~45	3,249	2,536	2,096	209.6	15年	12.3	2,222	6,238	4,870	684	15年	24.1	725
46~50	3,177	2,433	1,431	143.1	10年	12.3	1,481	7,412	5,680	568	10年	29.3	587
51~55	3,167	2,237	940	94.0	7年	11.4	958	8,047	5,684	406	7年	29.5	414
56~60	2,555	1,580	500	50.0	5年	8.4	505	8,864	5,481	295	5年	29.7	297
61~64	3,885	2,110		13,479				7,319					
65	3,580	1,900		12,420				6,590					
66~70	5,310	2,565	—	—	—	—	—	18,423	8,897	—	—	—	—

\*1 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき \*2 障害年金1級・2級のとき

### ●本人 Bコース・B1コース

申込 コース	B1コース (月額給付+ボーナス給付)												
	Bコース (月額給付のみ)						B1コース (月額給付+ボーナス給付)						
	年齢 (歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	障害状態 のとき 障害初期 給付金 *2	受取期間	平均 月額給付	総受取額	ボーナス保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金 *1	受取期間	平均 ボーナス 給付
男性		女性	男性						女性				
15~30	円 691	円 499	万円 768	万円 76.8	20年	約 万円 3.4	約 万円 834	円 3,736	円 2,693	万円 705	20年	約 万円 19.1	約 万円 765
31~35	867	626	963	96.3	25年	3.5	1,071	3,736	2,693	705	20年	19.1	765
36~40	1,498	1,331	1,280	128.0	20年	5.7	1,390	3,770	3,354	548	15年	19.3	581
41~45	1,478	1,154	953	95.3	15年	5.6	1,010	4,998	3,902	548	15年	19.3	581
46~50	1,394	1,068	628	62.8	10年	5.4	650	4,946	3,790	379	10年	19.6	392
51~55	1,469	1,038	436	43.6	7年	5.2	444	5,372	3,794	271	7年	19.7	276
56~60	1,579	976	309	30.9	5年	5.2	312	5,920	3,661	197	5年	19.8	198
61~64	2,400	1,304		9,001				4,888					
65	2,212	1,174		8,294				4,401					
66~70	3,282	1,585	—	—	—	—	—	12,303	5,942	—	—	—	—

\*1 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき \*2 障害年金1級・2級のとき



# 入院支援制度

(医療保険【損害保険】)

「入院支援制度」に加入する方は、グループ保険とセットでお申込みください。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

入院支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 入院支援制度とは…

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。  
また入院支援として1月につき2万円をお支払いします。
- 日帰り入院<sup>(注1)</sup>でも、5万円が給付されます!
- ご請求に際しては診断書は原則不要です。<sup>(注2)</sup>

入院に伴う当面の諸費用として

入院初期費用保険金

入院1回につき一時金として  
**3万円**が給付されます。  
(通算15回分まで)

食事代・交通費  
パジャマ代  
等にも

さらに

自己負担分の補完として

入院支援保険金

入院1月<sup>(注3)</sup>につき  
**2万円**が給付されます。\*  
(1入院13月、通算34月まで給付)

安心して  
治療に専念  
できるね!

\*公的給付・付加給付とは連動しません。

たとえば、日帰り入院<sup>(注1)</sup>でも**3万円+2万円=5万円**が給付されます。

- (注1) 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。  
(注2) 「入院」が領収書等で確認できる場合に限りです。必要書類は、疾病の場合：治療状況報告書+医療機関の領収書(または診断書のコピー)、傷害の場合：治療状況報告書+医療機関の領収書(または診断書のコピー)+傷害事故状況報告書兼事故証明書となります。

(注3) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。

## 制度内容

○ <b>疾病</b> の治療を目的として入院したとき <b>1回の入院につき、30,000円</b> 疾病入院初期費用保険金	○ <b>疾病</b> の治療を目的として入院したとき <b>1月<sup>(注)</sup>につき、20,000円</b> 疾病入院支援保険金
○ <b>傷害</b> の治療を目的として入院したとき <b>1回の入院につき、30,000円</b> 傷害入院初期費用保険金	○ <b>傷害</b> の治療を目的として入院したとき <b>1月<sup>(注)</sup>につき、20,000円</b> 傷害入院支援保険金

(注) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。  
※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。  
※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。  
※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金がお支払される入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。  
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。  
【お取り扱いできない事項の例】  
●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

## ●本人 Cコース (月額給付のみ)

年齢(歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害・障害 保険金*1	障害状態 のとき 障害初期 給付金*2	受取期間	平均 月額給付	総受取額
	男性	女性					
15~35	円 270	円 195	万円 300	万円 30.0	5年	約 万円 5.0	約 万円 303
36~40	351	312					
41~45	465	363					
46~50	666	510					
51~55	1,011	714					
56~60	1,533	948					
61~64	2,331	1,266					
65	2,148	1,140					
66~70	3,186	1,539	—	—	—	—	

\*1 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき

\*2 障害年金1級・2級のとき

## ●配偶者 500万円コース

年齢(歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害保険金 *3	受取期間	平均 月額給付	総受取額
	男性	女性				
18~35	円 395	円 260	万円 500	7年	約 万円 6.0	約 万円 509
36~40	500	430				
41~45	675	515				
46~50	985	750				
51~55	1,505	1,055				
56~60	2,290	1,400				
61~64	3,580	1,900				
65	3,580	1,900				
66~70	5,310	2,565				

\*3 死亡・高度障害のとき

## ●配偶者 300万円コース

年齢(歳)	月額保険料		年金原資 死亡・高度 障害保険金 *3	受取期間	平均 月額給付	総受取額
	男性	女性				
18~35	円 237	円 156	万円 300	5年	約 万円 5.0	約 万円 303
36~40	300	258				
41~45	405	309				
46~50	591	450				
51~55	903	633				
56~60	1,374	840				
61~64	2,148	1,140				
65	2,148	1,140				
66~70	3,186	1,539				

\*3 死亡・高度障害のとき

## 【ご注意】

- Aコース・A1コース・Bコース・B1コースは保険年齢が31歳、36歳のときに自動的に年金原資が増額となります。増額前に発生した傷害または疾病については既往症となり、増額部分についてはお支払いの対象になりません。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 記載の月額給付・ボーナス給付は定額型確定年金の場合です。
- 保険料は年金原資総額が500億円以上1,000億円未満の規模による概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。《本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。》
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約・障害特約)をセットしたものです。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。

- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
- いずれか一種類を選んでください。  
※障害保険金、障害初期給付金は令和3年7月1日より前に発症した傷害または疾病を原因とした障害については保障対象外です。

## 〈契約者〉神戸市職員共助組合

※この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

## 〔引受保険会社〕

明治安田生命保険相互会社

## 〔連絡先〕

明治安田生命保険相互会社

関西公法人部 法人営業第一部

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5  
明治安田生命神戸ビル5F TEL 078-252-2270

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 月額保険料 ※組合員本人が加入すれば配偶者・子どもも加入できます。

	15歳	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳
本人・配偶者 (Xコース)	330円	370円	620円	760円	710円	670円
	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
	720円	900円	1,110円	1,420円	1,860円	2,680円
子ども (Xコース)	3～15歳	16～20歳	21～22歳			
	330円	370円	620円			

※保険料は毎月の給与から控除されます。(初回は7月分から) ※記載の保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
 ※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

## 入院支援制度 Q & A

### Q.1 入院すればいくら受け取れますか？

#### A. 日帰り入院(注)した場合5万円が給付されます。

(給付事例①) 滑って転んでケガをして日帰り入院(注)した場合  
 3万円(入院初期費用保険金)+2万円(入院支援保険金)=5万円が給付されます。

(給付事例②) 腎臓病で90日間入院した場合  
 3万円(入院初期費用保険金)+2万円(入院支援保険金)×3月=9万円が給付されます。

(注)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

### Q.2 他の制度(他の保険)にも加入していますが、その場合給付は受け取れますか？

#### A. はい、受け取れます。

他制度、他生命保険から給付される場合にも、その給付有無に関わらず、給付が受け取れます。給付の金額が減額されることもありません。

### Q.3 日帰り入院は対象になりますか？ 診断書は必要なの？

#### A. お支払い対象になります。

「日帰り入院」とは、入院当日に帰宅した場合でも、入院基本料を支払う治療など領収書等で「入院」が確認できればお支払いの対象となります。入院期間(入院日、退院日等)が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等があれば、診断書は原則不要です。

### Q.4 保険金の支払対象とならない入院は、どのようなものがありますか？

#### A. 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとらなわれない人間ドック検査等により入院している場合などは、保険金支払の対象となりません。

お支払対象となる入院は、「医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」をいいます。

### Q.5 検査入院は支払対象となりますか？

#### A. 治療行為を伴わない人間ドックなどの検査入院は、治療目的の入院とはみなせずお支払対象とはなりません。

ただし、検査の結果、病名が確定せず(「〇〇の疑いあり」等)医師による精査が必要で入院した場合は、「治療目的の入院」とみなして、お支払対象となる場合があります。

## WEB 請求

入院支援制度：本人の場合に限ります。

※配偶者・子どもの請求は共助組合HP(保険事業→共助保険)より請求書印刷→記入・客観資料添付→共助組合へ提出ください。

「総合保険制度」インターネットサービス「みんなのMYポータル」から入院給付金のWEB請求ができます。

※みんなのMYポータルにご登録していない方はぜひ、ご登録ください。(裏表紙参照)

給付金の請求手続きがWeb上で完結できます! /

### 1 WEB上で 請求内容等を入力



スマートフォンがあれば  
いつでもどこでも  
手続き可能!

### 2 添付書類は カメラで撮って アップロード



領収証や診療明細書等は、  
スマートフォンのカメラ  
で撮影した画像を  
登録するだけ!

- ①「みんなのMYポータル」にログイン後、「入院・手術給付金等請求」メニューを選択
- ②請求事由、治療状況、受取人情報(送金口座)等を入力・選択
- ③入力・選択内容を確認後、領収書や診療明細等の画像を登録(アップロード)
- ④最終確認の後、送信

ご加入者さま

メリット

- スマートフォンやパソコンから**手続きが可能**
- 団体からの**請求書類の取り寄せが不要**
- 請求書類の**記入が不要**
- 給付金の**お支払いまでの日数短縮**



〈契約者〉神戸市職員共助組合

〔取扱代理店〕

明治安田ライフプランセンター株式会社

TEL 03-5952-1061

明治安田生命保険相互会社

TEL 078-252-2270

〔引受損害保険会社〕

明治安田損害保険株式会社

# 三大疾病保障制度



健康サポート・キャッシュバック対象

加入対象区分



(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付  
健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)[生命保険])

「健康情報活用商品」には **健活CB** のマークがついています。詳細は、「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

「三大疾病保障制度」に加入する方は、グループ保険とセットでお申込みください。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保障制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 三大疾病保障制度とは…

- 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- 組合員（本人）・配偶者について、**健診データに応じたキャッシュバックを実施いたします。**  
※対象となる「三大疾病保障制度」にご加入の方で、健診データ提供に同意をされた加入者本人と配偶者かつ令和7年7月1日以降1年間ご加入された方が対象です。加入者全員に還付をお約束するものではありません。  
※キャッシュバックがないランクもあります。 ※本人は、定期健康診断および人間ドック(共済組合)を受診していない場合はキャッシュバック対象外です。  
※ランク判定に必要な項目が健診結果にない場合はキャッシュバック対象外です。  
※配偶者はP38の「5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」をご確認ください。お取扱いのできない場合は、キャッシュバック対象外となります。

【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	保険金額			
		100万円	200万円	300万円	500万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金](※1)	100万円	200万円	300万円	500万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※1)				
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金](※2)	50万円	100万円	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※2)	10万円	20万円	30万円	50万円

- (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

◀リビング・ニーズ特約▶余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類	死亡・高度障害	お支払事由				上皮内新生物
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>500万円</b>					
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>250万円</b>					
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>50万円</b>					
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円	750万円	250万円

(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1	
7大疾病保障金	●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
※13	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金	加入日(*)前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。  
※約款規定については引受保険会社のホームページ  
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 月額保険料【加入対象区分：本人・配偶者】

・年齢・性別により異なります。

月額保険料 < 保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円・500万円 >

男性 (単位：円)								
本人・配偶者								
保険金額	100万円				200万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
15歳	107	50	12	169	214	100	24	338
16～20歳	148	65	13	226	296	130	26	452
21～25歳	199	70	13	282	398	140	26	564
26～30歳	204	80	14	298	408	160	28	596
31～35歳	253	105	16	374	506	210	32	748
36～40歳	344	135	20	499	688	270	40	998
41～45歳	478	195	30	703	956	390	60	1,406
46～50歳	801	340	47	1,188	1,602	680	94	2,376
51～55歳	1,332	540	72	1,944	2,664	1,080	144	3,888
56～60歳	2,088	920	124	3,132	4,176	1,840	248	6,264
61～65歳	3,257	1,465	227	4,949	6,514	2,930	454	9,898
66～70歳	4,824	2,115	348	7,287	9,648	4,230	696	14,574

男性 (単位：円)								
本人・配偶者								
保険金額	300万円				500万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
15歳	321	150	36	507	535	250	60	845
16～20歳	444	195	39	678	740	325	65	1,130
21～25歳	597	210	39	846	995	350	65	1,410
26～30歳	612	240	42	894	1,020	400	70	1,490
31～35歳	759	315	48	1,122	1,265	525	80	1,870
36～40歳	1,032	405	60	1,497	1,720	675	100	2,495
41～45歳	1,434	585	90	2,109	2,390	975	150	3,515
46～50歳	2,403	1,020	141	3,564	4,005	1,700	235	5,940
51～55歳	3,996	1,620	216	5,832	6,660	2,700	360	9,720
56～60歳	6,264	2,760	372	9,396	10,440	4,600	620	15,660
61～65歳	9,771	4,395	681	14,847	16,285	7,325	1,135	24,745
66～70歳	14,472	6,345	1,044	21,861	24,120	10,575	1,740	36,435

女性 (単位：円)								
本人・配偶者								
保険金額	100万円				200万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
15歳	102	55	12	169	204	110	24	338
16～20歳	123	65	15	203	246	130	30	406
21～25歳	148	75	25	248	296	150	50	496
26～30歳	189	100	32	321	378	200	64	642
31～35歳	271	145	45	461	542	290	90	922
36～40歳	400	220	61	681	800	440	122	1,362
41～45歳	586	365	80	1,031	1,172	730	160	2,062
46～50歳	740	475	100	1,315	1,480	950	200	2,630
51～55歳	969	605	103	1,677	1,938	1,210	206	3,354
56～60歳	1,195	805	119	2,119	2,390	1,610	238	4,238
61～65歳	1,698	955	161	2,814	3,396	1,910	322	5,628
66～70歳	2,244	1,275	181	3,700	4,488	2,550	362	7,400

女性 (単位：円)								
本人・配偶者								
保険金額	300万円				500万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
15歳	306	165	36	507	510	275	60	845
16～20歳	369	195	45	609	615	325	75	1,015
21～25歳	444	225	75	744	740	375	125	1,240
26～30歳	567	300	96	963	945	500	160	1,605
31～35歳	813	435	135	1,383	1,355	725	225	2,305
36～40歳	1,200	660	183	2,043	2,000	1,100	305	3,405
41～45歳	1,758	1,095	240	3,093	2,930	1,825	400	5,155
46～50歳	2,220	1,425	300	3,945	3,700	2,375	500	6,575
51～55歳	2,907	1,815	309	5,031	4,845	3,025	515	8,385
56～60歳	3,585	2,415	357	6,357	5,975	4,025	595	10,595
61～65歳	5,094	2,865	483	8,442	8,490	4,775	805	14,070
66～70歳	6,732	3,825	543	11,100	11,220	6,375	905	18,500

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳＝令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規保険料を適用します。

※新規加入、特約の新規付加は65歳までです。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取り扱いします。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 〈契約者〉神戸市職員共助組合

※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

### 〔引受保険会社〕明治安田生命保険相互会社

#### 〔連絡先〕明治安田生命保険相互会社

##### 関西公法人部 法人営業第一部

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5  
明治安田生命神戸ビル5F TEL 078-252-2270

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 「三大疾病保障制度」の保険金は長期的な治療に備えるため、年金形式での受け取りをおすすめします!

200万円コース 例:3年で受取る場合(主契約200万円 一時金100万円、年金原資100万円 受取累計額約2,000,200円)

治療費	再発予防治療	定期検査	薬・必要備品
100万円	年金額 約33.3万円	年金額 約33.3万円	年金額 約33.3万円
一時金	(1年目)	(2年目)	(3年目)
	年金形式での受取で長期サポート		

※「7大疾病保障特約」および「がん・上皮内新生物保障特約」が付加されている場合は試算が異なります。※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点では確定された金額ではありません。※全額一時金での受取も可能です。

### ⚠ 悪性新生物(がん)・上皮内新生物に関する注意事項

責任開始期(加入・増額日)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、責任開始期(加入・増額日)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約)が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。

「三大疾病保障制度」健康キャッシュバックをうけるための流れについて【本人・配偶者】

本人

ステップ1

新規加入する方、現在、同意有無選択していない方は、  
申込書の「同意する・しない」どちらかに必ず☑ください。

※「同意する」に☑がないとキャッシュバック対象外になります。  
※ご自身の同意有無については申込書欄またはみんなのMYポータルにてご確認ください。

健診情報提出	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する(1)	<input type="checkbox"/> 同意しない(5)
--------	---------------------------------------------	-----------------------------------

ステップ2

定期健康診断および人間ドック(共済組合)を受診(健診データ提出不要)

配偶者

ステップ1

新規加入する方、現在、同意有無選択していない方は、  
申込書の「同意する・しない」どちらかに必ず☑ください。

※「同意する」に☑がないとキャッシュバック対象外になります。  
※配偶者の同意有無については申込書欄またはみんなのMYポータルにてご確認ください。

健診情報提出	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する(1)	<input type="checkbox"/> 同意しない(5)
--------	---------------------------------------------	-----------------------------------

ステップ2

令和7年4月14日(月)までに  
職員本人がみんなのMYポータルにログインできる状態が確認

上記期限を過ぎますと、キャッシュバックの対象外となりますので、ご注意ください。

「みんなのMYポータル」登録者

みんなのMYポータルにログインできる状態が確認完了してください。

※第2パスワード失念等で初期化した場合、上記期限を過ぎて再登録してもキャッシュバック対象外になります。

「みんなのMYポータル」未登録者

みんなのMYポータルの登録が必要です。下記の通り登録ください。

みんなのMYポータル登録方法(未登録の方は新規登録してください)

〈はがきシーラー〉  
(表面) (中面)



〈スマートフォン・タブレットまたはPC〉



新規登録の詳細は  
動画をご確認ください(約2分)



<https://www.meijiyasuda-2019minmypsyoukai.jp>

問い合わせ先

〈はがきシーラー〉がお手元がない方・健診情報入力方法の不明点がある方・  
第2パスワードを失念された方

明治安田生命保険相互会社  
関西公法人部 法人営業第一部

**078-252-2270** 平日9:00~17:00

新規登録でお困りの方

みんなのMYポータルサポートセンター(明治安田内)

**0120-565-609** 平日9:00~18:00

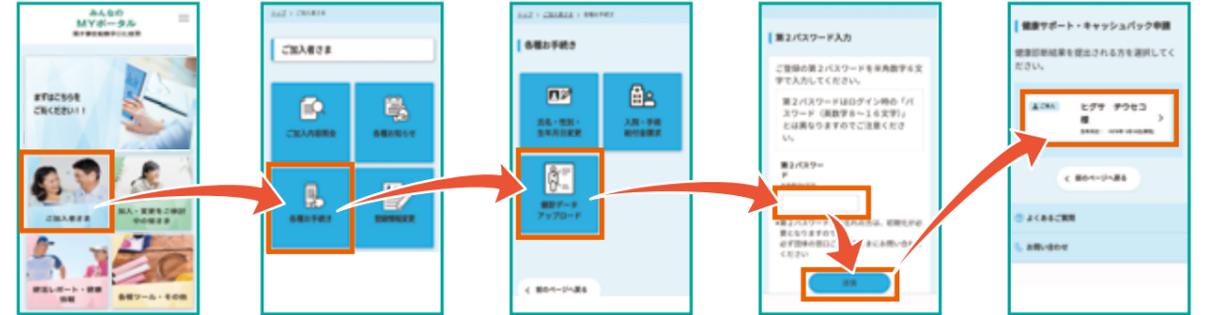
※音声ガイダンスで案内される番号は「02」をご選択ください。

ステップ3

登録期間内に職員本人が  
みんなのMYポータル上で配偶者の令和6年度健診データの提出

みんなのMYポータル登録のメールアドレスに健診情報の登録の案内が届きますので、配偶者の令和6年の健診情報をお手元に準備のうえ、みんなのMYポータル上にて、入力、登録をしてください。  
登録期間:令和7年4月17日(木)~5月16日(金)(上記期限に手続きを完了しない場合、キャッシュバックの対象外となります。)

1 みんなのMYポータルにログインし、下記画面に基づき、健診データアップロードを選択し、第2パスワードを入力し、健診情報提出者(配偶者)を選択する。



2 画面に基づき健診データを入力し、最下段の画像追加を押すとカメラが起動するので健診結果を写真撮影で添付し、確認ボタンを押し、内容確認後登録ボタンを押す。  
(健診を受診していない場合は受診なしにチェックをする)

※所定の項目を受診、入力してない場合はキャッシュバック対象外になります。

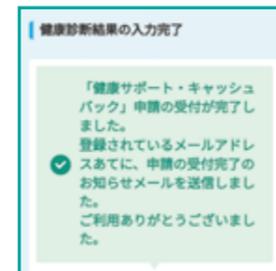
詳しくはP33~P38をご参照ください。

入力方法のご照会は、P19の関西公法人部 法人営業第一部までお問い合わせください。



入力完了画面が表示され、みんなのMYポータルに登録しているメールアドレスに受領メールが届けば完了です。

3 (メールが届くまで15分程度かかることがあります)  
キャッシュバックがあるランクに該当した場合、令和7年10月給与に配偶者のキャッシュバックが上乘せされます。



# 加入資格

グループ保険・長期サポート保険・入院支援制度・三大疾病保障制度

## グループ保険・長期サポート保険

### 【グループ保険】

**本人（組合員）**…神戸市職員共助組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方（継続の場合は満70歳6か月までの方）

**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方（継続の場合は満70歳6か月までの方）

**子ども**…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの方

### 【長期サポート保険】

**本人（組合員）**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）神戸市職員共助組合の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方（継続の場合は満80歳6か月までの方）

**配偶者**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）本人の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方（継続の場合は満80歳6か月までの方）

### 【グループ保険・長期サポート保険 共通】

#### 【告知内容】

本人

#### 【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

#### 【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

#### 【過去12か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》  
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

## 入院支援制度

**組合員**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）神戸市職員共助組合の組合員本人で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6か月を超え満70歳6か月までの方

**配偶者**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）本人の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満70歳6か月までの方。配偶者のみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

**子ども**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）本人の子どもで、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの方。ただし、子どものみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

#### 【告知内容】

本人

#### 【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

#### 【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

#### 【過去3か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

#### 【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

## 三大疾病保障制度

健活  
CB

**本人（組合員）**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）神戸市職員共助組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方（継続の場合は満70歳6か月までの方）

※ただし、「健康サポート・キャッシュバック特約」の対象となるのは、令和7年7月1日現在、現職者で、かつ「健康サポート・キャッシュバック特約」のランク判定に必要な健康診断結果が保険契約者（団体）を通じて提出された方のみです。詳細については、「健康情報活用商品について」のページをご確認ください。

**配偶者**…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます。）本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方（配偶者だけの加入はできません）（継続の場合は満70歳6か月までの方）

※ただし、「健康サポート・キャッシュバック特約」の対象となるのは、令和7年7月1日現在、現職者の配偶者で、かつ「健康サポート・キャッシュバック特約」のランク判定に必要な健康診断結果がみんなのMYポータルにて保険契約者（団体）を通じて提出された方のみです。詳細については、「健康情報活用商品について」のページをご確認ください。

#### 【告知内容】

本人

#### 【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

#### 【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

#### 【過去3か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

#### 【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（がん・上皮内新生物保障特約について）

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて**、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。

#### 【現在までの健康状態】

申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。

《別表》  
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

※本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※**加入日（\*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合**には、加入日（\*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 保険会社からのお願い・ご注意

### 【グループ保険・長期サポート保険・三大疾病保障制度《共通》】

＜保険金・給付金のご請求について＞

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。（ただし死亡保険金受取人に「労働基準法施行規則第42条から第45条の順位を準用」を指定された場合は、労働基準法施行規則第43条第2項の規定を制限するものではありません。）
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

## 告知の大切さに関するご案内

### 【入院支援制度】

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出てください（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

### 【グループ保険・長期サポート保険・三大疾病保障制度《共通》】

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集サポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

### 【入院支援制度】

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されず。

（※）明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

# グループ保険・長期サポート保険(共通)のお取り扱いについて

## 保険期間

1年間(令和7年7月1日～令和8年6月30日)で、以後毎年更新します。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

## 保険料の徴収

毎月の給与から控除します。(初回は令和7年7月から)ボーナス払はボーナスから控除します。(初回は令和7年6月ボーナスから)※12月ボーナス時保険料は、翌年の保険料控除の対象となります。

## 配当金

この保険は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金として加入者へお返しします。(グループ保険と長期サポート保険は別計算)ただし、配当金は6月末日まで継続加入した場合のみのお支払となります。退職などにより、3月で脱退された場合は、配当金はお支払いいたしません。

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でもグループ保険は前年度と同じ保険金額、長期サポート保険は同じコース(年金原資は自動的に増減します。)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。グループ保険については、満65歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方は保険金額500万円が上限となります。

## 税法上の取扱い

- ・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ・本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- ・高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金は非課税です。
- ・本人の年金原資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

## 保険金・給付金のお支払い

### 【グループ保険・長期サポート保険】

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。(高度障害保険金は被保険者の受取りとなります。)

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容について確認する場合があります。

※保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

### 【長期サポート保険】

障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(\*)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
  - ② 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
  - ③ 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について
  - ①被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
  - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について
  - ①被保険者の故意によるとき
  - ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき
  - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。昨年と同額継続する場合は、自動更新しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額(同じコース)にて更新となります。

※保険期間終了後も申し出のない限り自動更新となります。ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

※申込締切日以降の申込内容の変更はできませんので、ご注意ください。

## 年金払について

1. 年金の種類と型
  - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(定額型または単利逓増型確定年金です。)
  - 基本年金額は、定額型または1%~7%の単利逓増型(1%単位)となります。
2. 配当金
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当または現金でお支払いします。
3. 年金受取人
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い
  - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金
  - 団体定期保険、新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、12万円未満または年金基金が100万円未満の場合はお取扱いできません。また、年金年額が36万円未満の場合は年2回・4回払いのお取り扱いはできません。

# 入院支援制度のお取り扱いについて

## 保険期間

1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で、以後毎年更新します。

保険期間中に退職等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。

## 保険料の徴収

毎月の給与から控除します。（初回は令和7年7月から）

## 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

## 継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

## 税法上の取扱い

保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金に対する部分の保険料は除きます。

入院支援保険金・入院初期費用保険金は非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

## 保険金のお支払い

・入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払いの対象となりません。

・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。

（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約したことであっても、保険金支払の対象外となる場合があります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

- ① 保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ② 保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・詳細は約款の規定によります。

【保険金のご請求について】

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

## 保険金をお支払いできない場合

入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 被保険者の薬物依存（傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。）
- ⑧ 地震、噴火または津波
- ⑨ 戦争その他の変乱

ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

## 重大事由による解除について

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## 配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

## 代理請求制度について

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」  
引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。**保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。**

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

## 〈契約者〉神戸市職員共助組合

〔取扱代理店〕  
明治安田ライフプランセンター株式会社 TEL 03-5952-1061  
明治安田生命保険相互会社 TEL 078-252-2270

〔引受損害保険会社〕  
明治安田損害保険株式会社

# 三大疾病保障制度のお取り扱いについて

## 保険期間

1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で、以後毎年更新します。

## 保険料の徴収

毎月の給与から控除します。（初回は令和7年7月から）

## 配当金

配当金はありません。

## 税法上の取扱い

- ・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ・本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- ・高度障害保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。
- ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
- ・生命保険料控除の対象となる保険料は、年間払込保険料の合計額から控除の対象外となる保険料およびその年に支払われたキャッシュバック金額を差し引いた金額となります。
- 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

## 年金の取扱い

1. 年金の種類と型
  - 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です）
2. 配当金
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い
  - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金
  - 無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
  - ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

## 保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（\*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（\*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li><li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li><li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li><li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li><li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li><li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li><li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li></ol>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1. 死亡保険金について
    - ①加入日（\*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）
    - ②契約者の故意によるとき
    - ③死亡保険金受取人の故意によるとき
    - ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
  2. 高度障害保険金について
    - ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
    - ②契約者の故意または重大な過失によるとき
    - ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
    - ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
- (\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求められる場合や担当医師に確認を求められる場合があります。

【お支払金額について】

- 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

- つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
  - (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
  - (3) 戦争その他の変乱によるとき
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

## 自動更新の取扱

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。

ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

※更新後のご契約の保険期間は1年です。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

## 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
  - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 解約と返戻金について
- 健康状態等の告知義務について
- 契約内容の変更等について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- 保険期間の変更はできません
- 保険料の払込方法の変更はできません

## その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

\*この保険には満期保険金はありません。

\*この保険には自動振替貸付制度はありません。

\*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

## 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。

※申込締切日以降の申込内容の変更はできませんので、ご注意ください。

# 健康情報活用商品について (三大疾病保障制度)

本パンフレット内で、「健康情報活用商品」には **健活 CB** のマークがついています。

このページは、本パンフレットの「契約概要・注意喚起情報」の内容に加え、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約 (集団定期用)」 (以下、「CB特約」) において、特にご注意いただきたい事項をまとめております。

「CB特約」では、加入者の健康診断結果に応じて、一部保険料のキャッシュバックをうけられる場合があります。キャッシュバックの判断基準となるランクの判定のためには、保険契約者 (以下、団体) を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

健康診断結果の提出がない場合やその情報の取扱いに同意いただけない場合は、健康診断結果の如何を問わず、キャッシュバックの対象となりません。必ず、以下の内容をご確認ください。

## 対象商品

以下の商品のうち、本パンフレット内で **健活 CB** のマークがついているものが対象です。

商品名		保険期間
主契約	特約	
無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型)	7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約	1年
無配当医療保険	-	
無配当定期保険 (Ⅱ型)	-	

## 対象者

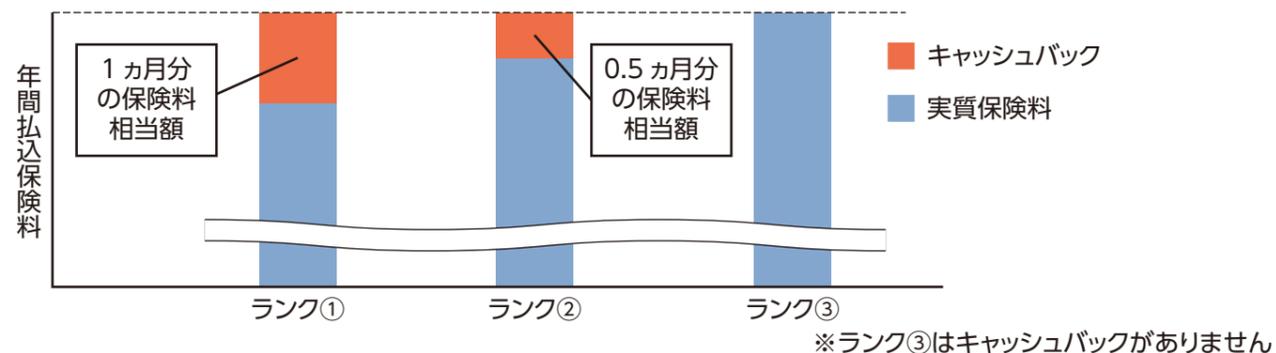
加入対象区分: 本人・配偶者

## 「CB特約」の概要

- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間 (1年) 満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック (※) することで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- CB特約は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。

- 加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
- 加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
- 団体がCB特約を継続しなかったとき
- 保険会社がCB特約の取扱いを停止したとき

### <キャッシュバックの仕組み>



## 保険料

特約の付加に対する保険料は必要ありません。

## キャッシュバックの支払いについて

「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。

<ランクによるキャッシュバック割合>

ランク	キャッシュバック割合
ランク①	主契約および対象の特約の保険料 1ヵ月分相当額 (注)
ランク②	主契約および対象の特約の保険料 0.5ヵ月分相当額 (注)
ランク③	なし

(注) 保険期間満了時の保険料をもとに算出します

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません

- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

## 「ランク」の判定方法について

以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。

【第1段階】健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」 (A~D) を判定します。

(表1-1) 40歳未満

健診項目		健診結果区分					
		A	B	C	D		
必須項目	基礎	BMI <kg/m <sup>2</sup> > (※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上	
		血圧 (※2)	収縮期 <mmHg>	129以下	130~139	140~159	160以上
	拡張期 <mmHg>		84以下	85~89	90~99	100以上	
尿	尿糖	(-)	(±)以上				
	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上		
任意項目	血液	脂質 (中性脂肪) <mg/dL>	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上	
		肝機能 (※3)	GPT (ALT) <U/L>	30以下	31~40	41~50	51以上
			γ-GT (γ-GTP) <U/L>	50以下	51~80	81~100	101以上

(表1-2) 40歳以上

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI <kg/m <sup>2</sup> > (※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧 (※2)	収縮期 <mmHg>	129以下	130~139	140~159
	拡張期 <mmHg>		84以下	85~89	90~99	100以上
尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
	血液	脂質 (中性脂肪) <mg/dL>	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
肝機能 (※3)		GPT (ALT) <U/L>	30以下	31~40	41~50	51以上
		γ-GT (γ-GTP) <U/L>	50以下	51~80	81~100	101以上
糖代謝 (※4)	HbA1c <%>	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上	
	血糖 <mg/dL>	99以下	100~109	110~125	126以上	

【第2段階】健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

(表2-1) 40歳未満

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI (※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 (※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項目任意	脂質	10	0			10	0		
	肝機能 (※3)	(※5)				(※5)			

(表2-2) 40歳以上

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI (※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 (※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 (※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 (※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>)<sup>2</sup>で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します

【第3段階】健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

(表3-1) 40歳未満

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

(表3-2) 40歳以上

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

### その他 (留意事項)

- ・「ランク」の判定にあたっては、(表1-1)(表1-2)に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。
- ・健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- ・加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。

※健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。

(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

## 健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

・「CB特約」は、ランクの判定のために、加入者の健康診断に関する情報（以下、「健診情報」）を明治安田生命保険相互会社（以下、「保険会社」）に提出する必要があります。

- ・健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者（以下、「団体」）が共有している場合等があります。
- ・いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- ・加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

・健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「健診情報の取扱いについて」に記載しております。

「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずランク③となります。（ランク③の場合、キャッシュバックの対象となりません。）

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

### 健診情報の取扱いについて

#### 1. 健診情報の提出およびランクの通知

- ・団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- ・団体と健診情報保有者（医療保険者等）が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- ・団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- ・保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク（ランク①～③のいずれに該当しているか）を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

#### 2. 健診情報の利用目的

- ・保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランクの判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

#### 3. 健診情報と告知の別

- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと  
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと  
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

#### 4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- ・加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約（加入者が被保険者となる契約）がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約（以下、「本契約」）と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。  
保険会社が個人との間で締結している契約（以下、「個人契約」）において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません

#### 5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- ・保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」（以下、「健診情報収集のサポート機能」）を、団体に提供すること
- ・健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

＜健診情報収集のサポート機能について＞

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうちランク判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、＜別表＞記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある（「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信）
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険(年金払特約付こども特約付団体定期保険)

長期サポート保険(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険)

三大疾病保障制度(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ①商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ②加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保 険 料	支払事由
グループ保	P21	P25	P7	P25
長期サポート保	P21	P25	P9	P25
三大疾病保障制度	P22	P29	P15	P16、29

### ③配当金

グループ保険、長期サポート保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

三大疾病保障制度は、配当金はありません。

### ④脱退による戻戻金

グループ保険、長期サポート保険、三大疾病保障制度は、脱退(解約)による戻戻金はありません。

### ⑤引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ①お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ②告知に関する重要事項

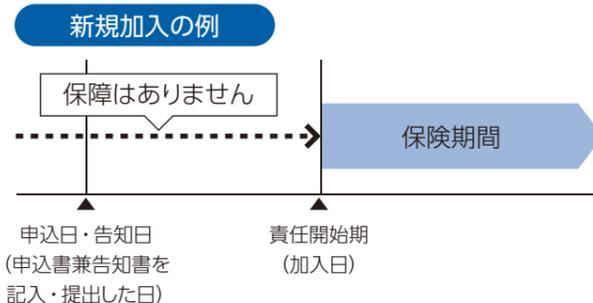
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といえます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

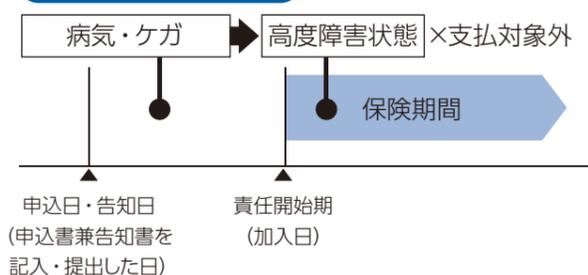


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■三大疾病保障制度について、責任開始期(加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日\*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。グループ保険(P26)、長期サポート保険(P26)、三大疾病保障制度(P16、30)

### ⑤生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
関西公法人部 法人営業第一部  
ご照会窓口 078-252-2270  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く) 9:00~17:00

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■三大疾病保障制度については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

入院支援制度（医療保険）

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ①商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ②加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
入院支援制度	P21	P27	P12、13	P27

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

### ③満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

### ④脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

### ⑤引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177（営業推進部）

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ①お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

### ②告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）

#### 健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、健康状態については十分ご注意ください。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

#### 被保険者による保険契約の解除請求について

入院支援制度では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

### ③責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

### ④保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

入院支援制度（P27）

### ⑤保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

### ⑥事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

## ⑦ご照会・ご相談窓口

### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400

【フリーダイヤル（無料）】

【受付時間】午前9時～午後5時

（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

### 一般社団法人 日本損害保険協会

#### そんぽADRセンター

<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル（有料）]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時

（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)